

全 ト 協 発 第 4 8 8 号 (企) 平 成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

都道府県トラック協会長 殿



貨物自動車運送事業法の一部改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、この度、平成30年12月8日に参議院本会議にて、貨物自動車運送事業法 の一部を改正する法律案が可決、成立致しましたので、ご報告申し上げます。

本法案の成立は、地元選出の国会議員に積極的に要望活動を展開して頂く等貴協会のご尽力の賜物であり、誠にありがとうございます。

本法律は、経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、2024年度から時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等から改正するものであり、その主な内容は、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入、となっております。

今後は、本改正を受け、政省令及び関係通達等各種の改正が行われた後、公布の日から起算して1年6カ月を超えない範囲内、標準的な運賃の告示制度については公布の日から2年を超えない範囲内において施行されることになります。

敬具

記

【添付資料】

- 1. 貨物自動車運送事業法の改正(概要)
- 2. 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案
- 3. 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案 新旧対照表

◇本件お問い合わせ先 常務理事 松崎

企 画 部 星野、小川、本間、深田

Tel: 03-3354-1037

貨物自動車運送事業法の改正(概要)

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務につ いて、平成36年度から時間外労働の限度時間が設定される(=働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い 手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労 働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を 受けた者の参入制限

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を 要件として明確化

- 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等) 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金)

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金とを分別して収受 = 「運賃」:運送の対価 「料金」:運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

- ① 輸送の安全に係る義務の明確化
 - ・ 事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等
- ② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設
 - 車庫の整備・管理
 - ・健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化 ※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難 (例:過労運転、過積載等)

- → 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施
- ① 荷主の配慮義務の新設
 - トラック事業者が法令遵守できるよう、 荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設【平成35年度末までの時限措置】

- (1)トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
 - → ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該<u>荷主の情報を共有</u>
- ② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請

法令遵守して運営 する際の参考となる 運賃が効果的

(3) 要請をしてもなお改善されない場合 → 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【平成35年度末までの時限措置】

【背景】荷主への交渉力が弱い等

- → 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- → 結果として法令遵守しながらの持続的な 運営ができない

標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

第一条 貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第八十三号) の一部を次のように改正する。

第五条各号列記以外の部分を次のように改める。

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、第三条の許可をしてはならない。

第五条第一号中「一年」を「許可を受けようとする者が、一年」に、「二年」を「五年」に改め、

の下に「であるとき。」を加え、 同条第二号中「一般貨物自動車運送事業」を「許可を受けようとする者

が、 一 般貨物自動車運送事業」に、「二年」を「五年」に改め、「いう」の下に「。第四号において同じ」

を加え、 「第四号」を「第六号及び第八号」に改め、 「ものを含む。)」の下に「であるとき。」を加え、

同条第四号中「法人であって」を「許可を受けようとする者が法人である場合において」に、「前三号」

を 「前各号(第三号を除く。)」に、「のあるもの」を「があるとき。」に改め、 同号を同条第八号とし、

同条第三号中「営業」を「許可を受けようとする者が営業」に、「あって」を「ある場合において」に、

「前二号」を「前各号(第三号を除く。)」に改め、 「もの」の下に「であるとき。」を加え、同号を同

条第七号とし、同条第二号の次に次の四号を加える。

 \equiv 業 式 関係にある者として国土交通省令で定めるもののうち、 的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動 な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株 の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要 \mathcal{O} (以下この号において「許可を受けようとする者の親会社等」という。)、 '号において同じ。) の許可の取消しを受け、その取消 の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える 許可を受けようとする者と密接な関係を有する者 の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質 しの日から五年を経過しない者であるとき。 (許可を受けようとする者(法人に限る。 当該許可を受けようとする者と国土交通省令 許可を受けようとする者 車運送事

の間に第三十二条 の処分に係る聴聞の通知が到達した日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日まで 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消し (第三十五条第六項において準用する場合を含む。) の規定による事業の廃止の届

匹

出をした者 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、 当該届出の日から五年を経

過しないものであるとき。

五. 係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国 該検査の結果に基づき一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しの処分に 場合を含む。 土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の た場合における当該特定の日をいう。)までの間に第三十二条(第三十五条第六項において準用する 許可を受けようとする者が、第六十条第四項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当 の規定による事業の廃止の届出をした者 (当該事業の廃止について相当の理由がある 日を通知

六 達した日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。) による事業の廃止の届出があった場合において、許可を受けようとする者が、同号の聴聞の 第四号に規定する期間内に第三十二条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。) 通 の規定 知 が 到

の役員であった者で、

当該届出の日から五年を経過しないものであるとき。

者を除く。) で、当該届出の日から五年を経過しないものであるとき。

第六条第一号中「防止」の下に「、事業用自動車の安全性」を加え、 同条第二号中「その事業の遂行上」

を 「事業用自動車 ·の数、 自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、 その事業を継続

済的基礎及びその他の」を加える。

て遂行するために」に改め、

同条第三号中「適確に」の下に「、

かつ、継続して」を、「足る」の下に「経

第十条第二項に次の一号を加える。

三 前号の運賃及び料金の収受に関する事項については、国土交通省令で定める特別の事情がある場合

を区分して収受する旨が明確に定められているものであること。 を除き、 運送の役務の対価としての運賃と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金と

第十七条第一項を次のように改める。

般貨物自 動車運送事業者は、 次に掲げる事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければな

らない。

事業用自動車の数、 荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる

員数の運転者及びその他の従業員の確保、 事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用す

ることができる施設の整備及び管理、 事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定そ

の他事業用自動車 の運転者の過労運転を防止するために必要な事項

事業用自 動車の定期的な点検及び整備その他事業用自動車の安全性を確保するために必要な事項

第十九条第二項第一号及び第二号中「二年」を「五年」に改める。

第二十四条の三の次に次の一条を加える。

(事業の適確な遂行)

第二十四条の四 般貨物自動車運送事業者は、 次に掲げる事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守

しなければならない。

事業用 自 動車を保管することができる自動車車庫の整備及び管理に関する事項

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付そ

の他の事業の適正な運営に関する事項

 \equiv 前二号に掲げるもののほか、 輸送の安全に係る事項以外の事項であってその事業を適確に遂行する

ために必要なもの

2 国土交通大臣は、 一般貨物自動車運送事業者が前項の基準を遵守していないと認めるときは、 当該一

六

般貨物自動車運送事業者に対し、 その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十二条中「廃止したときは、その日から三十日以内」を「廃止しようとするときは、その三十日前

まで」に改める。

第三十三条第二号中「第五条各号のいずれか」を「第五条第一号、第二号、第七号又は第八号」に改め

る。

第三十五条第三項中「その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なもので

ある」を「第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合している」に、 「第一項」を「同項」に改め、 同

項に次の各号を加える。

その事業の計画が過労運転の防止、 事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切な

ものであること。

二前号に掲げるもののほか、 自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業

を遂行するために適切な計画を有するものであること。

三 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

第三十五条第六項中 「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第三十六条第二項中 「まで、第二十三条」の下に「、第二十四条の四」を加える。

第三十七条第三項中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第六十三条の次に次の一条を加える。

(荷主の責務)

第六十三条の二 荷主は、 貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を

遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

自動 第六十四条第一項中 車 運送事業者等」という。)」を「貨物自動車運送事業者」に改め、「第三十五条第六項」の下に「及 「一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業者 (以 下 「一般貨物

び第三十六条第二項」を加え、「一般貨物自動車運送事業者等が」を「貨物自動車運送事業者が」に、「一

般貨物自動車運送事業者等に」を 「貨物自動車運送事業者に」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、 第一項の規定による勧告をしたときは、 その旨を公表するものとする。

第七十六条第一号中「第二十五条第四項」を「第二十四条の四第二項 (第三十五条第六項、 第三十六条

第二項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項」に改め、 同条第七号

の次に次の一号を加える。

七の二 第三十二条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、

又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者

第七十九条第六号中「第三十二条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)、」

を削る。

附則第一条の次に次の一条を加える。

(違反原因行為への対処)

第一条の二 平成三十六年三月三十一日までの間、 国土交通大臣は、 貨物自動車運送事業者がこの法律又

はこの法律に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為(以下この条において「違反原因行為」

という。)を荷主がしている疑いがあると認めるときは、 関係行政機関の長に対し、 当該荷主に関する

情報を提供することができる。

2 平成三十六年三月三十一日までの間、 国土交通大臣は、 前項の荷主に対し、 貨物自動車運送事業者が

この法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの

重要性について理解を得るために必要な措置を講ずることができる。

3 平成三十六年三月三十一日までの間、 国土交通大臣は、 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに

足りる相当な理由があると認めるときは、 当該荷主に対し、 違反原因行為をしないよう要請することが

てきる

4 平成三十六年三月三十一日までの間、 国土交通大臣は、 前項の規定による要請を受けた荷主がなお違

反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、 当該荷主に対し、 違反原

因行為をしないよう勧告することができる。ただし、第六十四条第一項の規定により勧告することがで

きる場合は、この限りでない。

5 国土交通大臣は、 前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。

6 関係行政機関の長は、 荷主による違反原因行為の効果的な防止を図るため、第二項から第四項までの

規定の実施について、国土交通大臣に協力するものとする。

7 国土交通大臣は、 第二項から第四項までの規定の実施に際し、 貨物自動車運送事業者に対する荷主の

行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号) 第二条第九項

に規定する不公正な取引方法に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、公正取引委員会に対し、

その事実を通知するものとする。

第二条 貨物自動車運送事業法の一部を次のように改正する。

附則第一条の二の次に次の一条を加える。

(標準的な運賃)

第一条の三 平成三十六年三月三十一日までの間、 国土交通大臣は、 事業用自動車の運転者の労働条件を

改善するとともに、 一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、 及びその担う貨物流通の 機 能 の維

持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を

基準として、標準的な運賃を定めることができる。

2 国土交通大臣は、 前項の規定による標準的な運賃を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければ

ならない。

3 国土交通大臣は、 第一項の規定による標準的な運賃の設定については、 運輸審議会に諮らなければな

らない。

附

則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。ただし、 第二条の規定は、 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(許可等の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行 の 日 (以 下 「施行日」という。)前にされたこの法律による改正前の貨物自 1動車運

送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可の申請又は同法第九条第一項 (同法第三十五条第六項に

おいて準用する場合を含む。)、第十条第一項、 第三十条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一

項の認可の申請であって、この法律の施行の際、 許可又は認可をするかどうかの処分がなされていないも

のについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた中心市街地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号) 第四十八条第四項 (同

法第四十九条第三項において準用する場合を含む。)、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

四年法律第二十五号)第六十一条第九項若しくは同法第六十二条第一項において準用する東日本大震災復 (平成十七年法律第八十五号) 第四条第一 項若しくは第五条第一項、 福島復興再生特別措置法 (平成二十

興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第六条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平

成二十四年法律第八十四号)第三十三条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。) の認定の

請であって、この法律の施行の際、 認定をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの

処分については、 この法律による改正後 の貨物自動車運送事業法 (次条において 「新法」という。)第五

条又は第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(事業の休止及び廃止の届出に関する経過措置)

新法第三十二条 (新法第三十五条第六項において準用する場合を含む。) の規定は、 施行日から起

算して三十日を経過した日以後にその事業を休止し、又は廃止する一般貨物自動車運送事業者又は特定貨

物自動車運送事業者について適用し、 同日前にその事業を休止し、 又は廃止した一般貨物自動車運送事業

者又は特定貨物自動車運送事業者については、 なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第六条 施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する

法律 (平成三十年法律第 号) 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、 同法第

百四十九条第六号中「第五条第三号」とあるのは、 「第五条第七号」とする。

理由

等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により国民生活及び経済活動の重要な基盤である円滑な貨物流 通に支障が生ずることのないよう、標準的な運賃を定めることができることとする等の必要がある。これが、 るほか、 遂行に関する遵守義務を創設するとともに、 貨物自動車運送事業の健全な発達及び事業用自動車の運転者の労働条件の改善を図るため、 貨物自動車運送事業の業務について平成三十六年度から時間外労働の限度時間の設定がされること 荷主に勧告をした場合における公表制度の創設等の措置を講ず 事業の適確な

この法律案を提出する理由である。

○ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)(第一条関係)

	事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与え
	式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の
	けようとする者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株
〔新設〕	三 許可を受けようとする者と密接な関係を有する者(許可を受
	ないものを含む。)であるとき。
しないものを含む。)	において同じ。) であった者で当該取消しの日から五年を経過し
号において同じ。) であった者で当該取消しの日から二年を経過	等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号及び第八号
ず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四	にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同
前六十日以内にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わ	された日を含む。)をいう。第四号において同じ。)前六十日以内
項により通知が到達したものとみなされた日を含む。)をいう。)	知が到達した日(同条第三項により通知が到達したものとみな
律第八十八号)第十五条第一項の通知が到達した日(同条第三	日 (行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第十五条第一項の通
消しに係る聴聞の通知が到達した日(行政手続法(平成五年法)	ある場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した
該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取	から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人で
の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者(当	定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日
二 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可	二 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特
	った日から五年を経過しない者であるとき。
又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな
一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、	一 許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮の刑に
ることができない。	てはならない。
第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の許可を受け	第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、第三条の許可をし
(欠格事由)	(欠格事由)
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	

日から五年を経過しない者であるとき。 特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け を与える関係にある者として 響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は じてその な関係を有する法人をいう。) てその事業を実質的に支配し、 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じ を受けようとする者の親会社等が株式の所有その他の事由 において「許可を受けようとする者の親会社等」という。) る関係にある者として国土交通省令で定めるもの 当該許可を受けようとする者と国土交通省令で定める密接 事業を実質的に支配し が、 国土交通省令で定めるも 若しくはその 若しくはその事業に重要な影 般貨物自動車運送事業又は 事業に重要な影響 その取消し (以下この号 ののう 許可 [を通

十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をい面が行われた日から聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大事が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づきるが行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づきをが行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づきをが付かがあるとは、第六十条第四項の規定による検知、第六十条第四項の規定による検知。

〔新設〕

〔新設〕

_

事業の廃止につ 0 る場合を含む。) 日 から五年を経過 までの 間に いて相当の理由がある者を除く の規定による事業の廃止の届出をした者 第三十二条 ない ŧ (第三 ので あるとき。 一十五条第六項に おい 当該届出 て準用す (当該

七 力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、 事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。) った者で、 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能 通 った場合におい いて準用する場合を含む。) の規定による事業の廃止 第四号に規定する期間内に第三十二条 知が 到達した日 当該届出の日から五年を経過しないものであるとき。 7 L前六十 許可を受けようとする者が 日 以 内に当該届出に (第三十五条第六項に 係る法人 の役員であ 同号の 0) が届出が 聴聞

員のうちに前各号(第三号を除く。)のいずれかに該当する者が八、許可を受けようとする者が法人である場合において、その役に該当するものであるとき。 その法定代理人が前各号(第三号を除く。)又は次号のいずれか

(許可の基準)

あるとき。

適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはなら第六条 国土交通大臣は、第三条の許可の申請が次に掲げる基準に

- の他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
 一その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性な
- 規模その 前号に掲げるもの 他の 国土交通省令で定める事項に関し 0) ほ か、 事業用· 自 動 車 Ď 数 自動 その事業を継 車 車 庫 0

〔新設〕

ずれかに該当するもの成年被後見人であって、その法定代理人が前二号又は次号のい成等被後見し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は

三

る者のあるもの 四 法人であって、その役員のうちに前三号のいずれかに該当す

(許可の基準)

ない。 適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはなら第六条 国土交通大臣は、第三条の許可の申請が次に掲げる基準に

- るため適切なものであること。

 一 その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保す

続して遂行するために適切な計画を有するものであること。

的基礎及びその他の能力を有するものであること。 これの事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済

に関し適切な計画を有するものであること。 せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特に必要となる事項の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務四 特別積合せ貨物運送に係るものにあっては、事業場における

(運送約款)

きも、同様とする。
大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとすると第十条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通

- る基準によって、これをしなければならない。2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げ
- 一 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- t.。 業者の責任に関する事項が明確に定められているものであるこー 少なくとも運賃及び料金の収受並びに一般貨物自動車運送事
- 三 のであること。 価 前号の 省令で定める特 係る料金とを区分して収受する旨が明確に定められて として 0 運賃及び 運賃と運送 別 料 0 金 事情がある場合を除き 0 \mathcal{O} 没務以 収 受に関 外 \mathcal{O} する事 役務又は 項に 特 0 別 運送の役務 7 に生ずる費用 は いるも 玉 1土交 0 対
- 更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合 (これを変

ること。
三 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであ

兀

せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特 の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止 必要な積卸施設の保有及び管理、 に関し適切な計画を有するものであること。 特別積合せ貨物運送に係るものにあっては、 事業用自動 に 車 事 その 必 0 要となる事 運 業場にお 延転者の 他 特別 積 乗 け 項 合 務 る

運送約款)

きも、同様とする。 大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとすると第十条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通

- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げ
- る基準によって、これをしなければならない。
- 業者の責任に関する事項が明確に定められているものであるこ 少なくとも運賃及び料金の収受並びに一般貨物自動車運送事

〔新設〕

更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変

運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみる運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めてい

(輸送の安全)

第十 土交通省令で定める基準 Ė 条 般貨物自 動 車 -を遵守 運送事業者は L なけ ればならない。 次に掲げる事 項 関し 玉

自 ために する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその · の 運 従業員 動 事業用自動車の数、 車 転者の適切な勤務時間及び乗務時間 利用することができる施設の整 0 の 運 確保 転 者の 過労運 事業用自 荷役その他の事業用自動車の運 転を防 動 車 止 の運転 するために必要な事項 備及び 者 Iがそ の設定その他事業用 管理 σ 休憩又は睡眠 事業用自動 転に 附 \mathcal{O} 他 帯

安全性を確保するために必要な事項
「事業用自動車の定期的な点検及び整備その他事業用自動車の

2~5 [略]

(運行管理者資格者証)

第十九条 〔略〕

いことができる。
れに該当する者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わなる。国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ

の日から五年を経過しない者 次条の規定により運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、そ

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく

なす。 運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみる運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めてい

輸送の安全)

第十七条 要となる員数の運転者及びその他 その 要な措置を講じなければならな 設定その \mathcal{O} \mathcal{O} 整備 運 一転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設 他 \mathcal{O} 事業用 事業用 他事業用自 般貨物 自 自 動 自 動 動車の 車 車 動 \mathcal{O} 車 0 運 運 運送事業者 運転者の 転者 転に 0 附 適 0 帯 従業員 する作 切 は 過労運転を防 な勤務時間 事 業用 の確保、 業 \mathcal{O} 状 自 及び 止するために必 況 動 事 等 車 乗 業用自動車 0 応じ 数 詩 て必 荷役 間

2~5 [略]

(運行管理者資格者

証

第十九条 〔略〕

かに該当する者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わな2 国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ

の日から二年を経過しない者 次条の規定により運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、そ

いことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく

(許可の取消し等)	交通大臣に届け出なければならない。は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土第三十二条 一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又(事業の休止及び廃止)	(事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行) (事業の適確な遂行)	3 〔略〕 から五年を経過しない者 から五年を経過しない者 から五年を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日処分に違反し、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、
(許可の取消し等)	大臣に届け出なければならない。は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通第三十二条 一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又(事業の休止及び廃止)	新設	3 〔略〕 から 一年を経過しない者から 一年を経過しない者をの執行を受けることがなくなった日その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日処分に違反し、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、

消すことができる。事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて完二十三条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各

違反したとき。 第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十三号)づく処分若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号) この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基

たとき。 第二号、第七号又は第八号に該当するに至っ 第五条第一号、第二号、第七号又は第八号に該当するに至っ

(特定貨物自動車運送事業)

第三十五条 [略]

2

していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。3 国土交通大臣は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合

その 他 |輸送の安全を確保するため 事 業の 計 画 が 過 労運転 0 適切なものであること。 防 止 事 業用自動車 0 安全 性そ

画を有するものであること 省令で定める事 前号に掲げるも 項 \mathcal{O} 0 関し ほ か その 自 動 事業を遂行するために適切な 車 車 庫 0 規 模その 他 0 玉 土交

______ 二 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであ

ること。

消すことができる。
事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて第三十三条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各

違反したとき。第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十三号)づく処分若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基

二 第五条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(特定貨物自動車運送事業)

第三十五条

[略]

2

略

3 ば、 \mathcal{O} 安全を確 国土交通大臣は、 第 項の許可をしてはならない。 保するため適切なも その事業の計 0 画 で が あると認めるときでなけ 過労運転 0 防 止 その 他輸送 れ

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

4·5 [略]

6 規定は特定貨物自動車 自 動 規定は特定貨物自動車運送事業者に 第二十二条第三項 動 車 ついて準 るの -八条、 て、 九 車 匝 0 運 条、第十五条、第十六条、第十七条第一 運 条の四まで、 は 前 |転者及び従業員について、 送 甪 !条の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自 事 でする。 業 第三 米者が 選り 一十二条第二項及び第三項、 の規定は特定貨物自動車 十五条第三項」 この 第二十七条、 運送事業に係る輸送の安全に関する業務. 任した運行管理者に 場合にお 第三十二条並びに第三十三条の と読み替えるものとする。 て、 同条第 いつ 第九条第二項 て、 つい 第二十二条の二から第 運送事業者の事業用自 項の規定は特定貨物 第十七条第五 項から第四 て、 第二十九条 中 「第六 「 項 ま 項 動 及 条 。 で、 車 び \mathcal{O}

7·8 [略]

(貨物軽自動車運送事業)

第三十六条 [略]

2 び運転の補助に従事する従業員に 五項の規定は貨物軽自 に限る。) |条の四、 第十五 軽 二項若しくは第三項若しくは前条の規定又は安全管理規程」と 第十七 自 は 動 条、第十七条第 車 0) 条第 第三十六条第二 運送事業者 第二十五 規定は貨物軽 第二十三条中 項から第四項まで、第十八条第 条第 0 動 事 車 自動車運送事業者について、 項から第四項まで、第二十三条 第十 項において準用する第十 業用自動車 運送事業者の事業用自動車 項及び第三十三条 -六条第 ついて、 に つい 項、 第三十四条の規定は貨 第四項若しく て準用する。 (第 一 項、 一号に係る部分 七条第 第十七条第 第二十二条 · の 運 この は 転 第 第六 者及 項 カュ 場 +

4·5 [略]

6

ついて、 自動 二十四四 とあ 規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務に 動 第十八条、 第二十二条第三項の 規定は特定貨物自動 ついて準用する。 車 第 いるのは、 車運送事業者が \mathcal{O} 九条、第十五条、第十六条、 運転者及び従 条の三まで、 前条の規定 第二十二条第二項及び第三項、 第三十五条第三 この場合に 第二十七条、 は特定貨物自 選任した運行管理 業員について、 規定は特定貨物自動車運送事業者の 車運送事業者につい 項 お 第十七条第一 1 第三十二条並びに第三十三 動 と読み替えるものとする。 同条第 て、 車運送事業者 者について、 第九条第二 て、 第二十二条の二から 第十 項の規定は特定貨 項から第四 の事業用 七条第五項 項中 第二 一十九条 事 第六 |項ま 業用 自 反 動 物 白 \mathcal{O}

7 · 8 〔略

(貨物軽自動車運送事業

第三十六条 〔略〕

2 項から: 業者 軽自 事する従業員につい 貨物軽自動車運送事業者について、 第三項若 十三条中 Ŧī. 第十五 条第 六 条第 \mathcal{O} 動車運送事業者の事業用自動 第四項まで、第十八条第一 事 業用 項及び第三十三条 二項におい しくは前条の規定又は安全管理規程」とあるの 第十七 自 六条第 動 車 たつい 条第一項から第四項まで、第二十三条、 て準用する第十七条第 て、第三十四 項、 ,て準用: (第一号に係る部分に限る。) 第四項若しく 項、 | 条 の する。 車の 第十七条第五 第二十二条第一 規定は貨物軽 運転者及び運転 この は第六項、 場合 項から第四 項の に お 自 項サ 動 \mathcal{O} 規 (T) 若 項 は て、 車 補 定は貨 くまで 規定は 第二十 しく 緷 莇 第二 第 É 送 \mathcal{O} 物

る < は とあ 一部 できる」 項 の停止 るの ま で と読み替えるものとする は 0) 一を命じ、 規定」 「又は事 と 業 又は第三条の 第三 \mathcal{O} 全部若 十三条中 L < 許 は 可 若 を しくは 部 取り消すことができ \mathcal{O} 停 事 止を命ずるこ 業の全部 若

3 略

第二種 貨 物 利 用 運 送 事 業 者 関 す る 特 則

第三 七条 略

2

3 三十四 理者 第十七 貨物 用運送 条において「特定第二種貨物利用運送事業者」という。)について、 可を受けた後第三条又は第三十五条第一 り第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく行わ 十条第一項、 が の集配を行うこととなった者を除 第十五条、 :行う貨: 四まで、 項 第二十二条第二項 に 0 条第五 つい て準 条の 0 集配に係る前 事 非業者の 規 用 物の 甪 定は特定第二 規定は特定第二 て、 0 でする。 第三十三条 項 第四項、 第十六条、 停 第二十 及び 事業用 集 止 配 若 この 第二 項に規定する者(第二種 に L 及び 第六項及び第七項の規定は前項の規定に 係 九 自 < 場合において、 条の 第十 種 十二条第三項の規 る 動 (第一号に係る部分に限る。) は事 輸送の 種貨物利用運送事業者の 貨 車 第三項、 規定 物利用 -七条第 . О 業の全部 運転者及び従業員につい 安 は ₹, 全 特 運 第二十二条の二から に関 定第 項から第四項まで、 送事業者が 第三十三条中 若 項の 以下この項及び第三十 L する業務 定は特定第二種貨物 < 種貨物利 許可を受けて当 貨物利用運送事 は 選任 事業用 部 に 「当該 0) 並 用 0 L 停 て、 第二十 びに 71 た運行管 運 送事 第十 て、 止 事 自 業 第六 を命 同 該 業 れ 動 0 第 業 条 利 九 貨 許 ょ 兀 凣 る 車

> 規定」と、 読 を命じ、 又は 4 替えるものとする。 事業の 又は第三条の 第三十三条中 全部若 l くは 許可 若しく を取 部 \mathcal{O} り は 停 消すことができる」 事業の 止 を命ずることができる」 全部 若 L は لح あるの 部 \mathcal{O} 停 لح は 止

3 (5 略

種 貨 物 利 用 運 業者に 関 す る 特

条

略

3 2

七 略

三十四 第一 条、 者が行う貨物 理者について、 第十七条第五項及び 条において「特定第二種貨物利用運送事業者」という。)につい 物 可を受けた後第三条又は第三十五条第一 貨物の集配に係る前 り第三条又は第三十五 条の三まで、 た 用運送事業者の事業用自動 十条第一項、 め つ の集配を行うこととなった者を除く。 第十五条、 第二十二条第二項 項 0 て準用する。 条の規定は特定第二種貨物利用 (n) 使 規定は特定第 用 0 第四項、第六項及び第七 第三十三条 \mathcal{O} 第十六条、 停 第二十九 集 止 配 若 この場合に 第二十二条第三項の 項に規定する者(第二種 に係る輸 L |条第一項の許可を受けることなく行わ 、及び第三項、 二種 < 条の規定 (第 第十七 は 車 貨物 事業 送 \mathcal{O} 号に係る部 おいて、 条第一 運 \mathcal{O} 利 0) 安 は 用 転 全部若 全に 特 運送事業者が選 者及び従業員につ 第二十二条の二から 運送事業者 定 項の規定は 項から第四 第三十三条中 第 項の 関する業 規定は特定第一 以下この L 分に限る。) < 一種貨 許可 貨物 は 前項 0 務 物 項及び第三十 を受けて当該 利 項まで、 部 任 用 事 利 「当該事 の停 業用 0 用 運 の規定に 並 河運送事 た運行管 て、 種貨物 送 び 第一 止 自 て、 事 第 +業 ħ 第六 を 業 同 動 て、 業 兀 車 条

ものとする。 該事業のための 又は第三条の 使用の停止を命ずることができる」と読み替える 許可 を取り消すことができる」とあるのは、 当

荷 主の 責務)

第六十三条の二 律に基づく 要な配慮をし 荷 命 主は 令を なけ 遵守 ればならな 貨物自動車 7 事 業を遂 運送事業者がこの 行 す ること ができるよ 法 律又はこ

主 への 勧告)

第六十四条 三条 場合を含む。)の規定による命令をする場合又は貨物自 告することができる ものであると認められ、 処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らか 合を含む。)の規定による処分をする場合において、 項において準用する場合を含む。)に該当したことにより第三十三 業者が第三十三条第一号 とが困難であると認めら であるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因する 項から第四項まで いて準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第二十 (第三十五条第六項及び第三十六条第二 令又は処分のみによっては当該違反行為の (第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する 再発の防 国土交通大臣は、 止 (第三十五条第六項及び第三十六条第二項に を図るため適当な措置を執るべきことを勧 かつ、 れるときは、 (第三十五条第六項及び第三十六条第) 貨物自 当該貨物自動 動 当該荷主に対しても、 車 運送事業者が第十七条第 |項において準用する場 車 再発を防止するこ -運送事業者に対す 当該命令又は 動車 **一運送事** 当 該

> じ、 のとする。 事業のための使用の停止を命ずることができる」と読み替える 又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるの は、

〔新設〕

ŧ 該

主へ 0) (勧告)

第六十 三条 するものであると認められ、 当したことにより第三十三条 条第一号(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)に該 よる命令をする場合又は一般貨物自動車運送事業者等が第三十三 という。)が第十七条第一項から第四項まで(第三十五条第六項に きことを勧告することができる 防 者等に対する命令又は処分のみによっては当該違 らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因 又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明 る場合を含む。)の規定による処分をする場合において、 おいて準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第二十 特定貨物自動車運送事業者 止することが困難 匝 (第三十五条第六項において準用する場合を含む。) 当該違反行為の 条 国土交通大臣は、 であると認めら 再発の防 以 かつ、 (第三十五条第六項において準用 下 般貨物自 止 を図るため適当な措置 当該一 れるときは、 般貨物自動車運送事業者等 動 般貨物. 車 運 送事 当該 反行為 自 業者 動 荷 車 当該命令 の規定に |を執る 注に対対 岩しく 運送事業)再発を

- 2 見を聴かなければならない。 じめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意 国土交通大臣は、 前 項の規定による勧告をするときは、 あらか
- 3 旨を公表するものとする。 土交通大臣 第 項 0 規定による勧告をしたときは その

第七十六条 金に処する。 次の各号の いずれかに該当する者は、 百万円以下の 罰

を含む。)の規定による命令に違反した者 第三十六条第二項及び第三十七条第三項において準用する場合 第四項、 第三十七条第三項において準用する場合を含む。) 項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)、 場合を含む。)、第二十三条(第三十五条第六項、第三十六条第二 定を第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する 十四条の四第二項(第三十五条第六項、 第八条第二項、 第二十六条又は第三十四条第一項(第三十五条第六項) 第十六条第三項若しくは第七項 第三十六条第二項及び (これら 第二十五条 第一 0 規

二~六 [略]

五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含 第十六条第五項又は第十八条第三項(これらの規定を第三十 の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者

七の二 事業を休止し、 第三十二 規定による届出をしな 又は廃止した者 条 第三 十五条第六項 V. 又は虚偽の届出をして、 お て準用する場合を

新設

び第三十七条第三項において準用する場合を含む。) の規定に違 第三十四条第三項(第三十五条第六項、 第三十六条第二項及

> 2 じめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意 見を聴かなければならない。 国土交通大臣は、 前項の規定による勧告をするときは、 あら

か

〔新設〕

第七十六条 金に処する。 次の各号の 1 ずれかに該当する者は、 百 万円以下の

する場合を含む。) 第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項におい 項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)、 場合を含む。)、第二十三条(第三十五条第六項、 十五条第四項、第二十六条又は第三十四条第一項(第三十五条 定を第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する 第八条第二項、第十六条第三項若しくは第七項 の規定による命令に違反した者 第三十六条第二 これ らの て準 第一 甪

二 ~ 六 略

七 む。) の 五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含 第十六条第五項又は第十八条第三項(これらの規定を第三十 規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者

び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違 第三十四条第三項(第三十五条第六項、 第三十六条第二項及

反した者

九~十一 [略]

過料に処する。 第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の

一~五 〔略〕

定に違反した者、 第三十五条第八項又は第三十六条第三項から第五項までの規

附則

(違反原因行為への対処)

第一条の二 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、 〔新設〕

関係行政機関の長に対し、当該荷主に関する情報を提供すること原因行為」という。)を荷主がしている疑いがあると認めるときは、反する原因となるおそれのある行為(以下この条において「違反貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違

ができる。

2 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、前項の2 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、前項の

認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう要請違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると3 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、荷主が

反した者

九~十一 〔略〕

過料に処する。 第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の

一~五 [略]

の規定に違反した者む。)、第三十五条第八項又は第三十六条第三項から第五項までむ。)、第三十二条(第三十五条第六項において準用する場合を含べ

附則

 \equiv

することができる。

- を公表するものとする。 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨
- するものとする。
 事実を把握したときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知条第九項に規定する不公正な取引方法に該当すると疑うに足りる正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二国土交通大臣は、第二項から第四項までの規定の実施に際し、貨

〇 貨物自動車運送事業法 (第二条関係)

いては、 自動車運送事業の健全な運営を確保し、 的な運賃を定めることができる。 経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、 機能の維持向上を図るため、 事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、 (標準的な運賃) 条の三 国土交通大臣は、 国土交通大臣は、 遅滞なく、 附 運輸審議会に諮らなければならない。 則 平成三十六年三月三十一 これを告示しなければならない。 第一項の規定による標準的な運賃の設定につ 前項の規定による標準的な運賃を定めたとき 改 正 般貨物自動車運送事業の能率的な 案 日までの 及びその担う貨物流通の 間 国土交通大臣は、 一般貨物 標準 〔新設〕 附 則 現 行 傍線部分は改正部分)

3

2

第一

兀